

平成19年度 第5回規制改革会議 議事録

1. 日時:平成19年5月11日(金)10:00~11:38

2. 場所:永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者

(委員) 草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、安念潤司、翁百合、小田原榮、川上康男、木場弘子、白石真澄、中条潮、福井秀夫、本田桂子、松井道夫、米田雅子 各委員

(政府) 渡辺大臣、林副大臣

(事務局) 河内閣審議官、田中規制改革推進室長、井上参事官、福山参事官、岩佐企画官、岩村企画官、初谷企画官、萬谷企画官

4. 議事次第

第1次答申案文審議等について

5. 議事録

草刈議長 まだ、白石委員、木場委員が来ておりませんが、定刻になりましたので、第5回の「規制改革会議」を開会したいと思います。

今日は渡辺大臣、林副大臣が途中からおいでということなので、またそのときにごあいさつをしていただきたいと思います。

松本委員は、海外で欠席ということです。

それでは、時間もございませんので始めたいと思います。

今、御存じのとおり、皆さんの御尽力で、当会議は関係省庁との調整を行うということで、答申の最終的な詰めを行っているところでございますが、必要に応じて大臣、副大臣の力もお借りしようということとして、皆さんの中で必要であれば幾らでも言っていただければ御尽力をいただきたいと思っています。

それでは、議題に入りたいと思いますが、本日は最初に、1月31日に当会議で決定した「規制改革会議の運営方針」の改定案として、重点事項推進委員会の設置について、私から御説明をしたいと思います。

お手元の「規制改革会議の運営方針(改定)」の2ページ目をごらんいただきたいと思います。ここにありますように、現在、第1次答申のとりまとめの大詰めということでやっていただいているわけですが、いわゆる公開ヒアリング、公開討論を含めて、会議を挙げて取り組むという必要のある事項が出てきつつあります。更に、年末に向かって審議をしていく中で、こうした対応が必要な事項が出てくると考えられます。

したがいまして、このタイミングで議長を長として全委員で構成する「重点事項推進委員会」というものを設置して、それで事に当たるといふことにしたいと思っておりますが、御質問等ございましたら、どうぞお願いします。

事務局から、何か追加はありますか。

井上参事官 特にございません。

草刈議長 これは、前会議のときからいわゆる公開ヒアリング、それから、大臣折衝等々のためのこういう手続をしておくというものでございますので、そういう御理解をいただければいいと思いますが、よろしいですか。何か御質問等はございませんか。

特に御質問がございませんでしたら、会議として決定したいと思います。特に御異議がなければそうさせていただきますということで、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

草刈議長 ありがとうございます。それでは、そういうことで決定させていただきます。

続きまして、第1次答申の原案について御審議をいただきたいと思います。これまでワーキンググループ、タスクフォースでいろいろと御議論いただいて、精力的にやっていただいて、大変御苦労いただいていることについて、まず敬意を表したいと思います。

お手元にお配りしております「規制改革推進のための第1次答申(案) - 規制の集中改革プログラム - 」というものでとりまとめております。

まず、1ページ目をごらんいただいて、ここで「目次」がございます。この第II章の構成に沿って、各担当主査からタスクフォースごとに御説明をお願いしたいと思います。各々3分程度で、最新の検討状況を御報告いただければと思っております。

なお、あらかじめお断りしておきますけれども、今日お配りしました答申の原案と会議の議事録については、当面、非公開としたいと思いますので、よろしくお願ひします。まだこれは折衝中のものが随分ありますので、こういうものが表へ出るというのは決して得策でないという判断でございます。中身によっては、もうそのまま出してしまってもかまわないものもあるんですが、更にもっと議論をしなければいけないヒートアップ・シチュエーションにあるものもありますので、全体として非公開ということで、恐縮ですが、取扱いに御注意をお願いしたいということです。

それでは、最初に「1 質の高い国民生活の充実」の「(1) 保育、福祉、介護分野」の辺りは白石先生にお願いするはずだったんですが、まだ来ていないということで、後に回したいと思ひます。

大テーマの「(2) 医療分野」のところがございますので、そこから順次お願ひします。

まず、松井委員からお願ひします。

松井委員 それでは「(2) 医療分野」について御報告します。

たまたま、昨日、この答申案に対して厚労省と4時間ぐらい折衝しまして、初めてのケースなので、これから先が思いやられるなとつくづく思ひましたけれども、前文の「問題意識」については、前身の規制改革・民間開放推進会議の答申等々を踏まえて、割と中長期的なスタンスとしてかなり踏み込んで提示したつもりです。

今日は時間がないので「具体的施策」というところと、これから一体、どういう感じでやるかということについて、説明したいと思います。「医療のIT化」から全部で10ぐらい、それぞれについてコメントします。

まず最初の「レセプトのオンライン請求化の期限内完全実施」については、もう省令で決まって

いますので、これを確実にやれということで、特に異論がないというか、ちゃんと見ているということですが。

次の「オンライン請求化の促進」で、さはさりながら、余りにもスケジューリングが遅過ぎるのではないのか。ということで、インセンティブを設けることを考えています。想定しているインセンティブは、大体、大きく分けて2つ。

まずひとつは、報酬支払いまでのサイト短縮。これは請求からか、医療サービス開始からかというのはいろいろあるんですけども、いずれにしろ、医療機関側に保険料が支払われるまでのサイトを短くすることによって医療機関側にインセンティブを与えて、法律で定められたぎりぎりのところではなくて、もっと早目に、前倒しにやろうかという気持ちにさせるということです。

もう一つは金銭的インセンティブ。現在、例えば、これは健保が支払基金に対してやっているケースですけども、これは健保だけでしたか。全部ですか。加点3点は健保だけではなくて、国保も入れるんですね。

初谷企画官 両方です。

松井委員 ごめんなさい。国保も入れて、診療報酬3点分を、いわゆるオンライン推進奨励費というような意味合いで診療報酬に加点するということが、今、実施されている。この3点、すなわち1レセプト当たり30円というものを増やせないか。合理化によるコストセーブ分を原資にしてインセンティブを拡大できないかという案です。

これに対して、昨日の厚労省の説明では、もともと診療報酬というのは中医協が診療報酬体系の中で配分案を出すものなので、これを増やすということは他を減らさなくてはいけない。ないしは、支払基金の合理化の原資をこちらに回すというのは論理的に成り立たないというようなことで、まず金の面については基本的にはノー、できない、難しい。

それから、サイト短縮については、それはそれで何らかのやり方があるのかもしれないけれども、これも健保側の、保険者側の方は随時保険料を徴収しているわけではなくて、ある決められた日時でもって徴収しているので、そういったこと諸々考えると、なかなか、現行の診療開始から3か月、正確に言うと請求から1.5か月だということですけども、1.5か月のサイトを短くするというのは難しいという返答でした。私は聞いていて、別の手があると思いました。

即ち、そもそも何で審査しなくてはいけないんだという事に絡みます。審査するか否かは、第一義的には保険者の選択だろう。もし保険者が審査しなくていいとか、サンプルチェックでいいというなら、支払いまでのサイトは当然短縮される。

オンライン請求の場合はサンプルチェックを認める。オンラインでない場合はサンプルチェックは駄目。医療機関側にとっては、別に頼んで審査してもらっているわけではないのですから、審査パス、といってもオンラインならシステムを通る過程で従前審査の大部分は自動的になされているわけですが、サンプル審査も含めて、審査のパスによる支払いサイトの短縮はインセンティブになるのではないのか。勿論、審査そのものの意義の問題に絡んでくるので、インセンティブ問題だけで議論するというのは無理ですが、そういうようなビューポイントも有りえるのではないかという感じをもちました。

続く三項目ウ～オの辺りについては、かなり技術的な、オンラインによっていろんなデータが電子的に処理できる。だから、例えば診療報酬の点数表というものも電子的なものになじむように改良すればいいではないかというようなごくごく当たり前の要求なんですけれども、この辺についても、厚労省は電子的というものについてかなりこだわりがあるようで、電子的なもののためにこういうものを改定するのはいかなものかという、何かよくわからない論理がありまして、この辺については、厚労省と誤解のないように話し合っ、何とか趣旨に沿うようにまとめていきたいと思っています。

続くカもキも同じです。

キの標準コード付与の件についていえば、医薬品・医療材料といったものにバーコードを付けることを義務化することにより、トレーサビリティが格段に増し、且つ、物流を把握することにより、品目の整理だとかいった、トータルの医療費削減にも繋がる可能性もあり、レセプトデータのオンライン化、ないしは、総合的医療情報の電子化との絡みで極めて大事な問題であると認識しています。

「レセプトの審査・支払に係るシステムの見直し」。これが一番の課題です。

「支払基金の業務効率化」については、支払基金が年間 880 億円の予算を使って、5,500 人の職員を抱え、4,500 人の医師アルバイトを擁した、合わせて 1 万人の組織なわけですけど、この組織の合理化の問題です。

他に、国保が国保連というような形で、各都道府県にひとつずつ、合計 47 団体あって審査・支払業務をやっていますが、支払基金のレセプト 8 億枚、880 億円という数字から類推すると、10 億枚ですから 1,000 億円程度のコストがかかっているはずで、両者併せて計 2,000 億円の膨大な金を使って審査・支払業務をやっている。

国保はとりあえず置いておいて、まずは支払基金というものが一体このままでいいのか。合理化計画を以前出させたら、極めて抽象的、修辭的、理念的、こうありたいというレポートであって、そこには数字というものがほとんど書かれていない。期限も書かれていない。こんなものが合理化案とは我々は認められない。したがって、期限、数値目標等々を示した合理化案を見た上で、この支払基金というものの存続も含めて今後議論したいという項目です。

厚労省の回答は、それは出させることにやぶさかではないけれども、支払基金は民間の機関であって、我々はそういったものを監督するには限界があるというような趣旨のことを言っているので、寝ぼけたこと言ってるんじゃないよということなんです、いずれにしろ、年末までに具体案を出させた上での話となるでしょう。半年以上も時間があって出せないとはさすがに言わないことを祈っております。

「審査・支払機関間における受託競争の促進」。これは、支払基金は 1 つですけども、国保連は全国で 47 団体あって、県をまたがって、ある県の国保がほかの県の国保連に審査・支払を委託するという事例はありません。ないしは、健保が国保連に審査・支払を委託するというのも、一応、法的にできるんですけども、事例はありません。

したがって、支払基金、各国保連間で、審査・支払業務について受託競争をさせよう。公正な競

争環境を整備してくれという問題です。例えば、財務情報です。民間では、この組織は委託するに値するものかどうかというのは財務情報などを見ながら判断する。この財務情報といったものを公開させる。勿論、コストのディテール、手数料の算定方法も含めた水準等々も全部ユーザー側に公開した上で受託競争をしてもらおう。こういった競争環境を整備するのがまずポイントであろうということによって挙げております。

最後に「医科レセプトの保険者による直接審査に関する要件の緩和」。これは御承知のように、第3次答申で言っていますけれども、そもそも論として、支払基金でも、国保連でも、患者・保険者のエージェントにすぎない。エージェントにすぎないところが独占的に、支払いはともかくとして、審査しなくてはいけないという理由は何だ。

勿論、支払基金については、昭和23年という、今から60年も前にできた基金法という法律に基づいて、ここに審査委員会というものを設けて、中立的・客観的な立場で審査をするというふうになっていますけれども、そもそも論として、金を払い診療を受けているのは患者であり保険者があって、その連合体としての健保連というのが一括して支払基金と契約している。それならば健保連を通して各健保・保険者を第一義的には審査の主体者として機能させるのが筋だろう、健保連の問題もいろいろありますが、これまでの主張は継続したいと考えています。この保険者直接審査についての厚労省回答はNOです。その理由は、もともと医療機関は保険者に対して非常に弱い立場にある。弱者を力の強い保険者と交渉させて紛争させるのは国としては忍びない。何か変ですが、いずれにしる、こういう弱者を守り、救うために、紛争を未然に防ぐのが国の役目である。要するに、典型的パターンリズム・家父長主義ですし、本当は「余計なお世話」なんですが、厚労大臣がどこかの会議で言ったとおりですけれども、それを根拠にして直接審査というのは絶対に認められないというスタンスは相変わらず変わりません。

そもそも保険者の機能というのとは何か。審査の中立性とは何か、もっと言うと、保険者と医療機関の債権債務及びそれに絡む紛争問題について、何で国がここまで介入して、しかも保険者のエージェントに過ぎない機関に審査を任すという仕組みを、オンライン化した後も継続するおつもりかという問題です。中立的第三者紛争処理機関は公正な競争を整備する際に必要なものですが、チャイニーズウォールという問題が絡むわけであり、審査という実務と、その結果としての紛争処理をオンライン化という業務フローの抜本的な変化を機に、分けて見直そうというのは、他の業界では当たり前の話だと考えていますが、議論はどうも平行線です。20年前にタイムスリップしたような感覚を覚えています。

いずれにしる、初めてやってみましたけれども、かなり厳しい交渉が予想されると感じました。以上です。

草刈議長 どうもありがとうございました。医療は大変大事な問題ですから、これからもまだ闘いは続くということだと思います。よろしくお願いします。

それでは、次は本田先生、よろしくお願いします。

本田委員 それでは、短目に御報告します。

「(3)生活・環境、流通分野」は、今回は環境のみを扱っております。基本的に環境というの

は、不法投棄とリサイクルをどういうふうにバランスを取ってやるかということなんですが、不法投棄があった場合には地方公共団体及び国に相当、住民から苦情が来るということで、やはりそこを非常に憂慮されて、そこが固く、つまりリサイクルがしにくいような法規制になっている。ここになるべく緩和をしていただくという方向で交渉しているというところでございます。

環境の中でも、今回はバイオマスにフォーカスを当てております。御存じのように、廃棄物が廃棄物でないかで取扱いが違い、廃棄物の中でも産業廃棄物、一般廃棄物、それも輸送するのと処理するので、おのおの別々に免許が要る。かつ、免許を取るところが、産廃だと都道府県、一廃だと市町村ということで、非常に複雑になっているというところでございます。

バイオマス、要するに木くずは、現在のところ、産業廃棄物及び一般廃棄物に、業種によって違う分類がされております。一方、間伐材などの場合には、例えば山林に放置してもいいというのが環境に戻るということで、特例もいろいろございまして、そこを、今、伐採など放置されている材木に関しては別に放置すること自体は問われないんですが、これを山から出してきてリサイクルをするということに関して、廃棄物なので廃棄物輸送業者を使わないといけないといった話に今はなっているんですが、そこはやはり、わざわざ山から出してくるぐらいなんだから、別に出してきて不法投棄はないだろうということで、それを環境省さんとしては非常に憂慮されておられるわけなんですけれども、ここに関しては一般業者に運ばせてよという話等が でございます。

にしましては、製材所から出る木くずは産廃でございますので、通常でございましたらば、木くずを製材所で、自分のところの木材を乾かすために使う分にはいいんですけれども、共同で乾かす燃焼施設、燃焼炉を持つということに関して、産業廃棄物処理施設の許可を取得しなくてできるようにできないかというのが です。

こういったような、割と一般的なことを書いているんですが、環境省さんの方からは、提案した案文に関して全削という極めてまれな、強硬な態度を取られておりまして、今、一生懸命押し戻しておりまして、実は昨晚までに案文をいただけることになっていたんですが、いただいていないので、今の時点は何とも言えませんが、少なくとも、少しはおりてくるのではないのかなと思ってやらせていただいているところでございます。

以上です。

草刈議長 こんなことで全文削除するんですか。

3番目はいいんですか。

本田委員 時間があれなので、大体、こういったようなレベルの話です。そんなに高い球をこちらには投げているつもりはありません。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、次に「2 イノベーション・生産性向上」のところ、最初は「(1) 教育分野」です。福井先生からお願いします。

福井委員 16ページ以降の記述です。大きく高校までの部分と、大学ないし研究の部分と2つの部分に分かれています。

小中高校の部分ですけれども、発足以来の主たる活動は昨年の答申のフォローアップ等ですけれ

ども、これらについては、ここで措置内容に書かれておりますように、文部科学省は極めて誠実にきちんとやってくれているというのが結論です。

ただ、むしろ問題は、現場の教育委員会にあるわけで、今回、教育関連三法で、教育委員会に対する文科省の権限強化、あるいは教育委員会自体の権限強化などが盛り込まれておりますが、教育委員会自体が首長に責任を負っていない、また民主的コントロールがないことに伴って、法令違反を是正するといった姿勢において、いまだに全く進展が見られないようなところも散見されます。教育委員会の在り方の問題は引き続き息長く取り上げていく必要があると思います。

大きな2つ目の大学ないし研究の部分ですが、23ページ以降ですけれども、別途、本日付の記者発表の対象になっている別刷と中身は同じですが、基本的に教育と研究についての予算配分なり経理区分をきちんと分けるといったことなどが柱になっています。教育については、学生数を基準にする。研究については、事後評価に特に重きを置くというのがポイントです。

これまでのヒアリング等で、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省等の競争的研究資金についていろいろ意見交換を積み重ねてきておりますが、過去の研究業績等を今後の研究助成の基準にするという考え方について一定の理解が得られつつあると考えています。こういった考え方について、できるだけ「具体的施策」の中に書けるように、今折衝中という段階です。

草刈議長 どうもありがとうございました。

それでは「(2)IT、エネルギー、運輸分野」、特に運輸の航空のところは、今、ホットになっておりますので、中条先生から御説明をお願いします。

中条委員 エネルギーは後でよろしいんですか。

草刈議長 それも後で御一緒をお願いします。

中条委員 航空に関しては、お手元に別途「アジア・オープンスカイ構想と空港の効率的運営整備～消費者利益の向上と航空会社の競争力強化に向けて～」という資料をお配りしております。

航空の問題に関しては、話すと長くなりますので、簡単に何をしたいかということをおしあげますと、日本の国際航空をもっと自由にしましょうということが1つです。それで、日本の空を開いていきましょう、相手の空も開いていただきましょう。これが第1点です。それをやっていくに当たって、関西空港や中部空港、地方空港はまだ容量が余っていますので、そういったところはもっとオープンにしましょう。

さはさりながら、一番重要なのが首都圏の空港ということになります。この首都圏の空港の容量が足りないのので、これを増やす方法を少しでも考えてくださいということと、それに併せて、発着枠の配分に関して、もっと利用者の利便に即した、あるいは利用者の与える価値の大きさに即した形で配分方式を考えて変えていきましょう。そして、それによって、今、国内線は羽田、国際線は成田と分かれている空港の使い方を、羽田に国際も国内も使えるようにしよう、成田も国内や国外へ飛べるようにしよう。そういうことを基本に訴えております。それと併せて、空港の民営化ということも含めて、日本の空の自由化ということをお主張しております。

意見書はお読みいただければと思いますけれども、皆さん御承知のとおり、2月の合宿のときにこんな方向でいきたいということをお話しして、それから何度も議論をしまいいりまして、そして、

タスクフォースの皆さんに連休中にもかかわらず御協力をいただきまして、5月7日に意見書をまとめたところであります。大変ありがとうございました。それで、ちょうどアジア・ゲートウェイが会議を開く、かつ答申をまとめるということもありますので、規制改革会議としての考え方をきちんと示しておこうという形で意見書を提出したということで御了解をいただければと思います。

もう一つ、御報告としては、昨日、アジア・ゲートウェイ会議がありまして、そこに規制改革会議からは私が、経済財政諮問会議からは伊藤隆敏東大教授が参加しまして、私たちの考え方を表明してまいりました。

しかしながら、この問題はかなり抵抗も非常に激しい分野でありまして、この抵抗をどうやって乗り越えていくかということについては、渡辺大臣も大変強い協力をしてくださっております。ただ、何せ、どういうわけか、この国は総理がお考えになって、このようにしたいと何度も諮問会議その他でおっしゃっている、このオープンスカイということ、なかなかそれが前に進まないという大変奇妙な状況がございます。船で言えば、艦長が面舵30度と言っているのに、そして、副長も、砲術長も、通信長もみんなそれに賛成しているのに、どういうわけか、操舵手だけがかじを右に切らないという状況がございます。ここを一体、どうやって乗り切っていくかということについては皆さんの御支援と大臣の御支援をこれからもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

草刈議長 どうもありがとうございました。

公務御多忙の中、渡辺大臣に御出席をいただきましたので、ここで渡辺大臣から一言お願いをしたいと思います。

(報道関係者入室)

渡辺大臣 遅れてまいりまして、大変恐縮でございます。

国会もいよいよ終盤戦に向けて、いろいろ重要法案がメジロ押しでございまして、スケジュールも大変タイトになってまいりました。規制改革会議のメンバーの皆様におかれましては、今回、第1次答申の案を、今、詰めていただいておりますことを大変心強く思っております。

御案内のように「規制の集中改革プログラム」は、この1次答申で終わるものではございません。2次答申もございます。したがって、これで終わりというのではなくて、この1次答申を皮切りに、これからももっと議論を活発化していただくという趣旨であるかと思っております。

5月下旬の答申のとりまとめに向けて、大変、それぞれのメンバーの皆様方がお仕事を抱えておられる中での熱心な御議論をしていただいておりますことを心から経緯を表し、なおかつ、国会の方は私がすべてやりますので、どうぞ御安心をされて活発な御議論をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

草刈議長 どうも、大変心強いお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、続けましょう。

(報道関係者退室)

草刈議長 それでは、電力等々のエネルギーは八田先生から申し上げます。

八田議長代理 電力に関しては、今、ちょうど分科会が始まったところで、3年に1度の改革を

始めようとしているところです。経産省でもって論点整理をしています。そこでの論点に加えてもらおうというわけです。ここで当会議が一番重点を置いておりますのは、28 ページの下の a の計画値同時同量制度です。これについてご説明いたします。

欧米の多くの国では、大口の需要家は、翌日のそれぞれの時間帯における電力購入の計画量を給電指令所に報告します。その上で、当日に温度が上がったりして、全体で実績値が計画値を上回れば、高い料金で精算する市場がございます。反対に下回れば安い料金で精算します。これをリアルタイム市場と申します。ところが、日本にはこの市場がありません。需要家は、契約した電気料金で、リアルタイムの需給に関係なく、あらかじめ決められた限度までは、好き放題使え、それを発電側が追いかけるということになっているんです。

当会議が提案している計画値同時同量制度は、今すぐリアルタイム市場は設立しないまでも、将来のリアルタイム市場設立のための第一歩を踏み出そうとするものです。この制度は、リアルタイムの需給に逼迫がある場合に、電力会社の大口需要家にも、普通の新規参加者の需要家にも、節約のインセンティブを間接的に与え得るインバランス精算の仕組みを作ることを目的としています。これができれば、停電の可能性が少なくなるため、供給の安定につながります。

これは突飛な提案ではありません。日本が非常に突飛な状況になっていますから、それを普通の国に近づけようというものです。しかし大変な抵抗がございます。

以上です。

草刈議長 それでは「(3)住宅・土地分野」、福井先生お願いします。

福井委員 43 ページ以降の「(3)住宅・土地分野」です。幾つか項目がございますが、総じて言えば当初予定した改革内容はほとんど決着しているのが現状です。

例えば、45 ページの一番上に、一般道路で道路空間の上部を、例えばマンションや再開発ビルにするということについては従来一切認められていなかったわけですが、これについて道を開くということで、国土交通省と基本的に妥結しています。

土地収用法の法改正を含む見直しという点についても、早期に土地利用を確定する観点から、今まで判例が不明確であったのを明確に立法化するという方向での検討について決着しております。

大規模店舗の立地コントロールにつきましても、これが自由な土地利用を損なうことがないようにするという点についてガイドラインを出す点についても合意に至っています。

その他、公営住宅等につきましても、新たに通達を出す、あるいは基準を定める等の事項は全部決着しております。

特に、区分所有法やマンション建替法関連でございますが、これについても運用でできる点についてはすべて改善をいただくことになりました。残る大きな課題は、現在は人数と面積のそれぞれの5分の4の決議がないと、老朽化していても、地震で壊れていても、マンションの建替えができないという極めてハードルの高い要件がございますので、人数要件をできれば撤廃すること。それから、5分の4要件を2分の1にできるだけ近づけて緩和すること。この辺が課題ですが、これらについても検討に着手していただくという方向で、おおむね前向きな議論ができていく状況です。

48 ページの「不動産取引に関する運用改善」もほぼ決着しておりまして、不動産登記法の運用

や民法の解釈について、既に法務省からは年末答申の段階で、いわゆる「中間省略登記」を正面から認めることを可能にする内容の通達、行政指導等がなされておりますが、今回はこれに加えまして、国土交通省所管の宅地建物取引業法上の問題が発生しないように国土交通省令を改正していただくという措置を取っていただくことになりました。これで不動産取引実務が随分円滑化すると思われれます。

ここには記載がございませんが、引き続きの継続課題として、渡辺大臣にもかねてより御尽力いただいております、定期借家法の運用改善という重要な課題もございまして、この内容についても追加記述できればと考えております。

また、今は裁判所が独占しております競売物件の処理を民間団体・民間企業でも可能にするという、アメリカでは極めて一般的な民間競売制度についても法務省が検討中ですが、これを更に後押しするという内容についても追加記述できればと考えております。

草刈議長 ありがとうございます。

続いて「3 国際・オープン経済」について、有富委員から「(1) 国際経済連携分野」をお願いします。

有富委員 「3 国際・オープン経済」につきましては、私から「(1) 国際経済連携分野」、中条先生から「(2) 基準認証、法務、資格」、翁先生から「(3) 競争政策・金融分野」の3つに分けて御報告をします。

私からは、国際競争力を高めるための人と物の課題について御報告します。

経団連等の業界団体とも意見交換をしてきまして、物の問題について当面取り上げるテーマは3つと考えています。

1つ目は、次世代シングルウィンドウと言われているもので、要は港湾に船が入ってくる時の手続について、国土交通省が管轄している港湾EDIと、通関のための財務省が管轄しているNACCS、主にこの2つのシステムが今まで一体化していなかった点です。他にも、動物検疫とか植物防疫もあり、ばらばらであるものを1つにして使い勝手をよくし、セキュリティ管理を維持しつつ、手続にかかるスピード、便利さを追求するというテーマにつなげていく。これが1点目です。

2つ目は、輸出入の通関制度の問題。財務省が管轄しているところですが、ここが例の9.11テロ以降、非常にセキュリティ強化の側に行き過ぎてしまった。これをできるだけ、セキュリティ管理は勿論大事なので大前提としながらも、スピードや便利さを更に高めるというテーマが2つ目です。

3つ目は、すでいくつかの国とEPAがまとまっていますが、輸出の際に特惠関税を適用するため、原産地証明書という、その製品を日本でつくったものだという証明書を付けるんです。しかし、この手続に非常に問題がある。

この3つのテーマがありまして、これらについて、先日、国交省港湾局の説明を受け、昨日は経産省、財務省、国交省とのヒアリングを実施し、今日の午後は経産省とヒアリングを予定しています。素案については、ポイントだけお話しします。

まず、次世代シングルウィンドウについては、港湾EDIとNACCSという2つの仕組みを中

心としつつも、実際にはいろんな項目情報の重複入力が行われており、使い勝手が不便だから、その仕組みを直してほしいというのが要望です。けれども、国交省も、開発を主導する財務省も、シングルウィンドウというのは、要は2つの仕組みを単純に接続し、共通の入り口画面を1枚ぼんと入れて、その下に今までどおりの仕組みが個別にぶら下がるということだと言っていて、BPRの概念がよくつかめていない。素案にいっぱい書いてありますけれども、これから各省と中身を詰める最終段階に入ります。相手側の言いわけもたくさんあって、それなりに説得力もある部分もありますが、ひとつひとつ詰めていきたいと思います。もう一つ、ここで一番問題なのは、次世代シングルウィンドウを構築する目的についてでして、財務省や国交省に聞いてみました。次世代シングルウィンドウの完成により、日本の競争力は、例えば手続にかかる所要時間やコストの面で、外国と比べて勝てるのかどうなのか。港湾について言えば、日本はシンガポールや釜山に負けている。コストだけで比べても負けていて、コンテナ取扱総料金の比較で日本のコストを100とすると、あちらは65とか64です。国交省は、努力して3割減を目標にしますと説明してきた。しかし、3割減になるころには外国だってもっと先を行っているに違いない。永遠に勝てないんです。こういう目標設定はいかなものか。それならば、日本はハブ港湾を目指すのはやめて、例えば、コストが安い外国の港をうまく利用するという選択肢はないのかという議論が必要なくらいの話だと思います。

2つ目の輸出入通関制度。これは政府の対応もよく進んでいるという印象です。アジア・ゲートウェイ戦略会議のご苦労もあるかと思えます。9.11テロ以来、ぐっとセキュリティ管理を厳しくし過ぎたお陰で、通関にかかる日数、時間が非常に延びてしまった。そこを、コンプライアンスの優良な輸出入者について便宜を図るための、特定輸出申告制度などに関する法案が通ったところまできている。これは基本的にはものすごく進んだと思えます。ただ、そもそも制度の利用社数などについて、政府の目標値など、中身はいろいろ細かい課題があるので、これから我々がフォーメーションしていかないと実効性が出てこないだろうと思えます。

3つ目の原産地証明については、手続を簡便にし、できるだけ所要時間を短縮するという方向にもって行きたいと思っています。

それから、外国人分野については前回までと余り変わりがありません。ただ一つ、高度人材の再入国の部分について、前の会議からある程度約束していたことが、少し後退気味の返事がきまして、何とか押し戻したいという状況にあります。

以上です。

それでは、中条先生お願いいたします。

中条委員 ここは、2つの点、懲戒処分の点と、実務実績を公表してくれという点については肅々とお願いをしていくという形で進んでおります。

問題になるのは、新司法試験制度についてどれくらい緩めていくかということと、予備試験の位置づけということについては、まだかなり隔たりがあるところです。対応してくださっている方が大変誠実な方なんですけれども、非常に固い方でもありまして、これは基本的に何が問題かということ、法務省の考え方というか、旧司法試験の考え方に基づいて完璧な法曹者をつくり上げようとい

うことが基本的な考え方になってしまっている。私たちの考え方はそうではなくて、もっと多様な人材を法曹界に送り込みたい。そのために人も増やしていきたい。そして、その中で競争していただいて、いい人に残っていただきたい。そういう感覚でありまして、こういう部分についてはかなり意識改革をしてもらわなければいけないところがあるかと思えます。

これは、環境省も私は同じだと思っております、こういう点では問題意識のところをもう少し書き込んでいく必要があるのかなということを考えております。

以上です。

草刈議長 それでは、翁先生からお願いいたします。

翁委員 「(3) 競争政策・金融分野」でございますが、こちら側の過去の「あじさい要望」などが多数ありまして、前身会議の答申事項やそういった要望の事項について、数多く措置時期を明確化するなど、答申案文について関係省庁と調整してまいりましたが、ほぼ交渉は成立いたしましたし、答申案文もほぼこのような形ででき上がってきております。

まず「競争政策分野」については 67 ページになりますが、総付景品の提供に関する制度改正内容。これは今年の 3 月から何十年かぶりに総付景品の最高額が 2 倍に引き上げられたんですけれども、これもずっと過去から当会議が言ってきたことによって、やっと少し動いたわけなんです、今回この制度改正の周知や動向の注視を行うことなどについて記載をいたしました。

「金融分野」については、その下でございますが、今回、最大の成果は、銀行・証券のファイアーウォール規制の在り方を検討することが書き込めたということでございます。

ファイアーウォール規制というものは何かと申しますと、企業が例えば資金調達をしようとすれば、株式、エクイティーで調達をすることもあれば、銀行のローン、デッドで調達をすることもあ。ただ、今までは銀行と証券がそれぞれソリューションを提供するというようなやり方を取ってきているわけでございますが、それを総合的に、そういった財務戦略に合わせて総合的なソリューションを提供できるようにしようというのが底流にある考え方でありまして、ヨーロッパではユニバーサルバンキングということで、それができる体制がございますし、アメリカも 1990 年代に、このファイアーウォール規制というものが緩和されているということで、日本だけがこの規制緩和がまだ遅れているということございました。

しかし、日本は過去から長い業際問題というものがございまして、銀行と証券との対立がずっと長く続いておりまして、この問題についてはまだ規制緩和が行われていなかったわけなんです、ここへ来て、山本大臣なども国際化は非常に重要だというようなことをおっしゃっておられたということもありますし、また実態としてシティが日興証券を買収したり、日本の銀行が海外で、ファイナンシャル・ホールディング・カンパニーとあって、いろいろな総合的な金融サービス業務ができる会社をつくったりするようになってきました。また、これは金融機関だけの問題ではなくて、日本企業の国際競争力にも関わる問題となってきたという問題意識がございました。

そういったことで、長年の懸案だったわけでございますけれども、ようやく今回、これを書き込むことができた。今回の意義はまず、「平成 19 年度検討」という年度の検討を書き込めたということです。それから、68 ページにありますように、このファイアーウォール規制というのは、8 行目

辺りに、その中身というのは幾つかあるんですけども、役職員の兼職規制とか、顧客の非公開情報の授受制限とか、あと、発行体向けのクロスマーケティング規制といったものによって構成されています。特にクロスマーケティング規制の緩和は、重要であるにもかかわらず、業際問題そのものなので検討も難しかったわけですが、これも含めて、あらゆる角度から、ただ、この下の方に書いてありますように、利益相反の防止とか、競争政策上の問題とか、いろいろ配慮しなければならない問題があるんですが、検討していただけるということになりました。ファイアール規制の中のあらゆる規制について、また、19年度の検討を書き込めたということが大きいと思っております。

今後、今回、前のページにもありましたように、初めて「ア 金融横断分野」という項目を設けていましたので、これを皮切りにさまざまな規制緩和について積極的に活動してまいりたいと思っております。

以上でございます。

草刈議長 それでは、続いて「4 再チャレンジ」は八田先生と福井先生、続けてお願いします。

八田議長代理 「4 再チャレンジ」に関しましては、「(1)雇用・就労分野」の中に2つテーマでございます。それについては、76～77ページに書いております。

まず、理容師・美容師については決着しました。美理容師になるためには、基本的には高校卒でなければならないという法律が議員立法で成立しています。その法目的は公衆衛生の向上のため及び技術の向上のために高卒でなければならないというものです。ただし、逃げ道があって、改正附則において、当分の間だけは中卒でも、ある追加的な課程を取れば受験資格があるということになっています。

ところが、その内容がなかなか厳しいものです。すなわち、保健、化学、現代社会を追加的にかんりの量勉強しないと普通的美容師学校に行けません。この量を大幅に減らすべきだということを当会議は主張してまいりました。

決着したのは、「法改正の趣旨を踏まえて、その課程を必要なものに限定する観点から見直しを検討すべきである」ということを厚生労働省が承諾したためです。法改正の趣旨とは、衛生水準と技術の向上のためです。それに必要なものだけに絞るとのことなので、ほとんどなくなるのではないかと考えています。しかし厚生労働省は、ことを承諾しました。考えています。

国家公務員の年齢のことは、「政府の方からの御要望が余りありません」ということなんです。したがって、どうも当事者能力がないような答えです。これは次は、公開討論で詰めていきたいと思っております。

以上です。

草刈議長 それでは「(2)労働分野」、福井委員お願いします。

福井委員 「(2)労働分野」については、現在、労働契約法案が審議中ということもありまして「具体的施策」につきましては今月のテーマとしてはございませんが、考え方としてこれまでの規制改革の考え方を総括する内容を検討しており、これについては追って規制改革の観点からの労働規制の在り方に関する整理として公表できればと考えております。

この趣旨は、これまでの雇用者権利を強め保護するという規制が、かえって保護しようとした労働者を苦しめる結果をもたらしている。こういうパラドックスが生じることについて、認識をすべきではないか。また、情緒的な議論でなく、科学的で論理的な議論による冷静な問題認識をすべきではないか、という趣旨の原理原則を提示することが基本になっています。そういう考え方に立って、当事者の自由な意思をできるだけ尊重する労働市場こそ、脱格差社会や、経済活力、再チャレンジを促進することになる、という趣旨について、丁寧に考え方をまとめようという趣旨です。

例えば最近、経済財政諮問会議の専門調査会から規制にわたる提言が発表されていますが、そういった議論について、規制改革の観点から考え方を提示することにも意味があるかと存じます。

草刈議長 ありがとうございます。

「5 地域活性化」に行きます。「(1) 農林水産業分野」、八田先生からお願いします。

八田議長代理 これについては88ページでございますが、前からお話申し上げていた栄養成分に関することです。

まず、低たんぱく米について、実際のたんぱく質含有量がどの程度あるということを表示することについては、厚生労働省は厚生労働省としては、問題としていないことが判明しました。それが関係者に伝わっていなかったという問題がありましたので、これを周知徹底するというところで決着済みです。

しかし、「低たんぱく質米」という表示をしてはいけないというのが厚生労働省の見解です(89ページのウ)。特別用途食品の低たんぱく質米と間違えられる可能性があるから、成分表を添えたとしてもできないというわけです。それに対して当会議は、マークがないのだから間違われる可能性はないことを指摘してまいりましたところ、ついに低たんぱく質米と表示しても良いという案が今朝届きました。でもその案は、成分表示を付けて、かつ「病者用の食品ではない」旨を併記するのであれば、低たんぱく質米であるといい、というものです。

私としては、このままではこれをのむつもりはありませんが、これを特別用途食品ではないという限定の表示を義務付けることで決着したいと思います。そこを厚生労働省がのむかどうかということが今の山場です。でも、これは今までよりも大幅に前進したという感じであります。

それが表示に関してです。

あとは、ここをごらんになりますように、もう決着しているものがありますので、メジャーなところではご説明した2点だと思います。

以上です。

草刈議長 続いて「(2) 地域産業振興、国と地方分野」。これは八田先生と川上先生ですね。

八田議長代理 これは、川上委員、御説明いただけますか。

とにかく、これは決着が非常にうまくいっているんです。

どうぞ。

草刈議長 それでは、済みませんが簡単に、川上さんからお願いします。

川上委員 それでは、国と地方ですが、98ページの「ウ ボランティア有償運送の促進について」、

それから「エ 地域活性化に資する屋外広告物の道路占用について」。この辺は終わっております。

その次に、工場立地法の関係で、100ページの「(ア)工場立地法における緑地及び環境施設面積率規制の市町村への権限移譲」。この案文ではペンディングとなっておりますが、これは既に地域産業活性化法律案がそういう方向で本国会で成立しております。だから、これは削除していただきたいのですが、経産省からのヒアリングにおいても、この点においては法律施行で実施になるというふうな状況になっております。

あと、工場立地の生産施設面積率の緩和。現在、工場立地法においては、敷地面積に対する工場を建てる場合の敷地率が敷地面積の10～40%という制限が業種によってあるのですが、これを見直すべきではないかということ投げかけているわけですが、経産省の方は、最初の段階ではこれの撤廃もひっくるめて検討しますというような非常に前向きな発言があったのですが、返ってきた具体的な案文での答えはちょっと後退しております。工場立地の敷地面積並びに飛び緑地に関しては平成19年度以降検討というふうに返ってきておりますので、実施時期を明確にするように、今、もう一度、投げ返しているところです。

あとは、102ページにも何点かありますが、おおむね進んでいるという状況でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは「6 官業改革」は安念先生からお願いします。

安念委員 お手元の案の104ページ以下でございますが、「具体的施策」につきましては108ページ以下でございます。

再三、申し上げておりますように、当タスクフォースでは、新たに3独法、それから、既往のものフォローアップ案件として4独法、もしくは4施設について作業を行ったところでございます。

新たに手がけましたのは、UR・都市再生機構、緑資源機構、それから、JETROでございます。このうち、JETROにつきましては、この新年度から新たな中期目標期間、中期計画期間が発足したということがありまして、なかなか仕事の範囲を縮小させるということが難しゅうございまして、非力で大変恥ずかしいのでございますが、率直なところ、はかばかしい戦果を挙げるに至りませんで、今後の取組みをしなければならぬと考えております。

URにつきましては、定性的な表現ではございますが、子会社の株式の売却、それから、工事等の発注の一般競争入札化、あるいは競争化を進めてくれるということについては合意をいたしました。

緑資源機構につきましては、こちら側の言い値でほぼ落着しそうな形でございます。

既往のものにつきましては111ページ以下でございますが「船員保険保養所」と、113ページの「京都年金基金センター」の「らんざん」という施設、それから、同じ113ページの一番下にあります「雇用促進住宅」でございますが、これについてはほぼ落着をする見込みでございます。

ただし、措置等の年度をどこまでにするのかといったところについて、なお対立がございまして、今週、第1巡目のひざ詰め折衝をいたしました。来週、必要な交渉を事務レベルで、あるいは2巡目のひざ詰め折衝で何とか落着させたいと考えております。

ややしこっておりますのが、112ページの「政府管掌健康保険保養所」というところでござい

まして、これにつきましては政管健保だけではなく、一般に年金・健康保険に関わる福祉施設、およそ 300 施設以上でございますが、これを売るためだけの独立行政法人というものをつくりました。これを見逃していたというのは我々の手抜きであったといえれば手抜きだったんですが、この御時勢に独法を新たにつくるという離れわざをなさったところの厚労省は、私は敵ながらあっぱれと言ってやりたいぐらいでございます。

この独法が、政管健保の保養施設 35 施設についても売却をやっておりますが、そのプラクティスがどうもはなはだ面白いのでございます。

この独法自体は、30 名だか 40 名の職員しかおりませんで、実際の実務部隊は委託業者と称する民間の事業者へ委託しているのでございます。この委託事業者はどういうものかと申しますと、大手の不動産会社と、大手の信託銀行なのでございますが、これがまたどうして、こんなにうまく代表的な企業だけが入札して、ちゃんと場所の割り振りもこんなにできているのは不思議だという気がまず第一にいたします上に、それが指名競争入札で決めておりまして、いろいろな要件を構えております。かつ、この委託業者という人々が、今年の 3 月までは落札をいたしました買い手から 3 % の手数料を取っていたやに聞いております。これは不動産の売買契約では普通に 3 % を往復びんだで取るのが当たり前だろうと思って払っている方もおられるらしいんですが、考えてみますと入札でございますから、お客を連れてきたからといって必ず契約が成立するものではございませんので、なぜか 3 % 取ってきたというのなかなか不思議なところでございます。

長くなって恐縮でございますが、そこで当方といたしましては、まず第一に委託業者というものを決めるのは一般競争入札にしてもらいたい。それから、いろんな資格要件も撤廃してもらいたいということを要求しております。

第 2 に、売却の価格については、最低売却価格を決めるのであれば全部決めてもらうし、決めないのであれば全部決めないというやり方でやっていただきたい。透明性の問題でございます。

福井委員 公表ですね。

安念委員 勿論、公表でございます。

福井委員 決めないのであればそれでいいけれども、仮に決めるなら公表すべきであるということですね。

安念委員 決めるなら勿論公表でございます。失礼いたしました。決めるのであれば必ず公表、決めないのであれば決めない。こういうふうになってくれということです。

それから、先ほど申しました、買い主からの手数料の徴収についてもいささか疑問の筋がございますので、これについても調査をした上で、返還すべきものは返還するように指導をしていただきたいというふうに、今、っております。

そこで、場合によって、私どもの力で収拾ができなかった場合には、委員の方々には大変お手数でございますが、場合によりましては公開討論をさせていただきたいと思っております。

更に、公開討論でもまだ四の五の言うようでございますたら、誠に申し訳ないのでございますが、あるいは究極の場合には大臣にお出ましをいただかなければならないのではなからうか。そのようにならないように、極力、交渉するつもりでございますが、あるいはと思っておりますので、その

節はひとつよろしく願いいたします。

以上でございます。

渡辺大臣 わかりました。

草刈議長 どうもありがとうございました。

「7 基本ルール」も続けてお願いします。

安念委員 わかりました。

「7 基本ルール」につきましては 120 ページ以降でございますが、規制の見直しでございます。

これにつきましては、ごらんとおりでございます。もともと、それほど激しい対立がある分野ではございません。ただし、長期的には日本の行政の在り方のスタイルに対して、非常に大きな影響は及ぼすものでございます。

先ほど申しましたように、それほど初めから大きな対立はございませんので、大体、案文のままでまとまると存じます。

ただし、これらは、今も申しましたように、これから先のフォローアップこそが大切でございますので、それをこの先、しっかりとやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

白石先生、「(1) 保育、福祉、介護分野」のところをお願いします。

白石委員 教育再生会議がありまして、遅れてしまいまして申し訳ございません。簡単に申し上げたいと思います。

保育で検討していますことは、わかりやすく申せば措置制度の色彩の濃い保育を国民すべてに等しく受けられるサービスにしようということです。企業が努力をして、さまざまな制度をつくっていても、実際、それが制度の狭間に落ち込み、使いにくいものであれば、きちんと利用しやすいようにそれを変えていこうということです。更に、企業が取り組んでいるさまざまなことが国民にわかりやすくなるような工夫を試みようということでございます。

今回「ダッシュ7」の中で具体的に取り組んでおりますことは、3～4ページにお示ししております。これまで有識者3名、民間事業者などからのヒアリングを重ねてまいりまして、今週初めに厚生労働省と折衝しまして、ほぼこの内容で固まっております。

1つ目は育児休業でございます。育児休業は平成7年にできまして、そのときは休業給付はなかったわけですが、平成12年から従前賃金の4割まで、更に、今年から5割まで従前賃金の5割程度、休業中にも支払われるようになります。

これは、一旦、育児休業を取って、半年ぐらいで復職して、子どもを保育園に預けて、もう一回休みたいと言うと、そこは育児休業ではなく、特別な事情のみに限定される、育児休業に準ずる措置というふうになさされて、本来、育児休業であれば出る育児休業給付というものが出ません。厚生労働省の調査では、今、企業の中で全体の1割以上が複数回取ることを認めておりますが、幾ら制度があっても、2回目の休みのときに育児休業に準ずる措置で金が出ないのであれば、そういう制度は使われるわけではないと思います。

「特別な事情」とされている内容は厚生労働省のを拝見しましたら、本当は子どもを見てもらおうと思ったお父さんが病気になってしまったという、こんなことはあり得ないレアケースが書いてありまして、この特別な事情のところを外して、範囲を見直し育児休業を複数回取っても育児休業給付が支払われるようにしたいということでございます。これは「平成 19 年度検討開始、速やかに結論」ということで合意をしております。

次は「次世代育成支援推進法に係る運用の見直し」ということで、現在、従業員規模が 301 人以上のところは、うちの会社は何をやるということで、都道府県の労働局に届け出をしなければいけないわけでございます。もし、就職をする人が、今から就職する会社はどんなことをやっているのかというふうに女子大生が見ようと思っても見られないわけでございます。そのときに、せっかく事業主が届け出たものを開示することによって、頑張っている企業は更にいい人材を集められますし、あまり取り組んでいない企業はもっと頑張ろうということになるわけでございます。

レセプトと同じように、オンラインで登録をして、これを情報開示するにすれば手間暇はかかりませんので、是非、それを「平成 19 年度中結論、逐次措置」ということになっていただきたい。

3 番目は「イ 一般事業主に対する認定制度の見直し」でございますけれども、この認定制度は形骸化しているものもありますので、もう少しこれを実効性あるものにしていこうというものでございます。

ヒアリングを通していろいろわかってきたことがございます。今回の「ダッシュ 7」の中には含まれておりませんが、例えば保育園と幼稚園の一体化でございます認定子ども園。これは事業者にとっては、財政措置が厚労省と文科省両方から来るということで非常に手続論がややこしい。各省庁にまたがる規制などがあって、様子見、模様ながめのところがございますので、この認定子ども園のいろいろな規制に関しても見直していく点があるのではないかとということもわかってまいりました。

今、企業の中で企業内保育所をつくりたいということで 100 社がウエイティングをしている、21 世紀職業財団のところに数珠つなぎになって待っているそうなんです、どうやら金がないということで、せっかく役員会を上げて上がってきた企業内保育所ができないというような事態が生じています。効果が薄いような個別手当に出すよりも、こうした拠点整備にお金を回した方が、今、20 万人近くいると言われるような待機児の解消にもなりますし、是非、こうしたところも引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。これで全部御報告いただいたわけですか。

この後、意見交換ということになっておりますが、林副大臣、来ていただいて、何も御発言していただいているんですが、一番最後に御発言していただくかと思いますが、まだしばらくいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

林副大臣 はい。最後までいます。

草刈議長 それでは、取り急ぎ、自分の御担当以外のところでの御質問・御意見等がありましたら、どうぞお願いします。

よろしいですか。

私から、1つだけお願いをしておきたいことがあります。さっき渡辺大臣がおっしゃいました、まさにそのとおりというふうに私も考えております。この会議は始まったばかりでございまして、本番はこの夏以降ということですね。ですから、本年の後半、それから、3年間の付託を受けているわけですが、その3年にわたって打ち続くチャレンジ。これを大きくカバーしていくという問題意識を是非書き込んでいただきたいということが1点あります。現状においての矮小な問題意識になってしまうと非常に意味がないと思いますので、それをお願いしたい。

と同時に、今まで前の会議がやってきて、未解決案件になっているものがたくさんあります。前から申し上げているように、要するにサケがクマがという話で、どんどん取り落としていってしまうのはもったいないので、そういうことも何らかの形で、この「問題意識」のところに書き込んでいただきたい。是非、それはお願いしたい。

115ページを見ていただきたいんですが、これは安念先生に特段にお願いをして、今まで独立行政法人関係で議論したもので、未解決になっている案件というものが実はこれだけたくさんあるんです。こんなに詳しく、とても書く時間もおありにならないタスクフォースもあると思いますけれども、前の1次、2次、3次答申の中での未解決案件というものは、委員の方が自ら見ていただいて、それが現前としてあるものは何らかの形で「問題意識」の中に書き込んでいただく。つまり、先を見つつ、前のものでやっていないものをフォローアップしていただきたいというお願いでございます。

私からはお願いは以上でございますが、皆さん、今日の議論の中で何か御質問等ございますか。よろしいですか。

さっき中条先生がおっしゃいましたけれども、これ以外に運輸と教育の関係で当会議の見解の公表というものをやっております。それから「あじさい月間」のPRについて担当主査から御報告をいただきたいと思いますが、中条先生はさっきお話をいただいたので、よろしいですね。

中条委員 はい。

草刈議長 それから、福井先生から、今日、公表が予定されています「教育と研究の質の向上に向けた大学・大学院改革に関する基本的考え方 ～組織中心の支援から個人中心の支援へ～」を御説明いただけますか。

福井委員 中身についてですか。

草刈議長 中身ではなくて、ごく簡単に、今日こういうことをやるということだけお願いします。

福井委員 趣旨は、さっき教育・研究、特に高等教育・研究で申し上げたことと同じですが、これについては別途、関係省庁とも調整中の答申の内容に加え、八田先生にもご出席いただいている関連機関の調整会議でも議論になっている論点がありますので、この後、その内容を公表させていただければということです。

補足しますと、4月23日に教育再生会議の総会で、大学・大学院改革の調査審議に関する政府の5機関、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、イノベーション25、アジア・ゲートウェイ、規制改革会議が呼ばれて意見交換がなされています。当会議からは八田議長代理が出席されまして、

会議の基本的考え方を説明いただきましたが、これを更に敷衍して、現時点での考え方を明らかにすべく、タスクフォース、関係の本委員の皆様への御了解を得まして、意見書のたたき台をまとめたものです。

この後公表させていただければと考えておりますので、ご検討の程お願いいたします。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、米田委員から「あじさい月間」のPRについて御説明をお願いしたいと思います。

米田委員 お手元の資料に1枚あじさいキャラバンの説明が入っておりますので、お願いいたします。

6月の要望の集中受付である「あじさい月間」に向けて、いよいよ昨日から「あじさいキャラバン」が始まりました。規制改革推進室と、構造改革特区推進室、地域再生推進室、公共サービス改革推進室の4つの内閣の推進室が1つになりまして、あじさいを展開します。

ここに書いてございますように、このたびは、内閣府としては地域活性化に役立つ要望の掘り起こしに力を入れるということで、渡辺大臣からも先般の閣議後の記者会見でPRしていただきました。

また、規制改革会議として、内閣府の記者クラブと、国交省・農水省・経産省の専門紙記者クラブに対して、記者レクを実施いたしまして、結構、掲載していただいております。

キャラバンにつきましては、昨日から1か月、全国26か所で開催されますが、私自身も8か所まわります。草刈議長も2か所くらい、行っていただける可能性があるとのことで、どうぞよろしく申し上げます。

そのほかに、実は前会議の規制改革要望の委員をしていただいた志太会長にも引き続き側面支援をしていただいております。志太会長が世話役をしておられるe-連携フォーラムで講習会を企画していただいたり、インターネット放送でも広報して頂けるということです。

それから、中小企業関係団体等への呼びかけも強めております。また、経団連や、これまでお世話になったニュービジネス協議会などの要望も引き続きフォローしていきたいと思っております。

このたびは、キャッチコピーとしては、「地域活性化に役立つ規制改革要望」というイメージで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

草刈議長 ありがとうございます。

今、お話がありましたように、これからこの件は山場になります。お忙しいのは重々わかっておりますが、事務局にどこで何をやるかという一覧表があります。できれば、委員の方も、ここだったら空いているから行ってやろうかというようなことでやっていただくと非常にありがたいし、盛り上がると思っておりますので、是非サポートをしていただきたいと思います。

私自身は、一応、5月18日の前橋と、6月8日の長崎に、できれば行きたいと思っております。ただ、この会議の問題でがたがたするかもしれませんので、そのときは御容赦いただくというベースでいくつもりでおりますので、皆さん方も是非、米田委員のサポートをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、林副大臣、おいでいただいて恐縮ですが、何か御発言ありましたら、どうぞ。

林副大臣 議長、ありがとうございます。

まず皆様に、精力的にここまでこの段階でかなり妥結といたしますか、よく丸め込んでいただいた。

こういうふうにお礼を申し上げたいと思います。また、キャラバンは5月31日に山口であるようでございますが、是非、いいところでございますので、多数の方に来ていただいたらという願いもしておきたいと思います。

3つほど申し上げたいのは、まず「問題意識」という部分を、今回から随分新たな形で活用していただくことは、大変ありがたいと思っております。特に、解雇権濫用ですとか、司法試験の考え方、それから、学校の組織中心から個人中心へというのは、まずそういう考え方をよく世の中に訴えていかないといけない。個別の規制緩和の小さい話ということではないだろうと思います。我々もそういう認識を常に持っておりましたので、まずは考え方をよく訴えていただいて、そのことを整理した上で、そこから個別の話がついてくるのかなということで、新しい問題意識の部分というものが、今まで、ともすると言い放しのところに終わっていたわけですが、そこをよく活用していただくということは大変すばらしいことだと思えます。

安念先生からお話のあったところは、まさにおっしゃるとおりで、枠をはめるときというのは、実は党でいろんな会議をやっても、ほとんど人は来ません。そのときに大事なことは決まるんですが、ですから、ここでだれも気がつかないうちに枠を決めてしまうというのは実は大変大事なことでございまして、是非、安念先生、そういう大志を抱いてやっていただきたいと思えます。

逆に、決めたことをフォローアップするというのも大事でございまして、特に決めたときに細かい議論に立ち会った方が、そのときの記憶を持ってフォローアップをしていただくということは非常に大事でございまして、いろんな経過があってその文章ができていくわけですから、そういうことを是非きちとやっていくというのが大事であると思えます。

その3つをお願いして、ごあいさつに代えたいと思えます。ありがとうございました。

草刈議長 どうもありがとうございました。

これで、特に御意見等がなければ、時間になりましたので、今回の会議は終わりたいと思えます。

今回は、5月の下旬ぐらいにまた会議になると思いますが、皆さん、これからまだ一段と重いつころの時間帯になりますので、是非、頑張ってくださいし、それから、大臣、副大臣においていただいているので、これからお二方に大いをお願いする時期に入ると思えますので、ひとつ頑張ってください。

最後に、渡辺大臣からもう一声かけていただくと大変ありがたいので、よろしく申し上げます。

渡辺大臣 実は、私の仕事もう一つ大きいのが増えてしまいました。一昨日の経済財政諮問会議で総理の方から御指示がございまして、101独法を全面見直しする。このことについて、私の方でしっかりやってくれというお話でございました。

実は、御案内のように、行政減量・効率化有識者会議、翁先生がメンバーで、その行政減量・効率化有識者会議の方はかなり集中的にやっているわけなんですけど、101全部ということになりますと、これは膨大な作業になります。そこで、既に、この規制改革会議でも独法問題に切り込んでいただいておりますので、是非、この規制改革会議としても何らかの形でサポートをいただけないだろうかという願いでございまして、どういう形にするかは草刈議長と相談をさせていただきたいと思えますので、頭の片隅に入れておいていただければと思えます。

よろしく願いいたします。

草刈議長 どうもありがとうございました。

それでは、本当にお忙しい中、頑張ってください、ありがとうございます。もう一頑張りというところでございますので、何とぞよろしく願いいたします。

この後、いつものとおり、2階で記者会見をしますので、御承知おきをいただきたいと思えます。

事務局から何かありますか。

井上参事官 ございません。

草刈議長 よろしいですか。

それでは、今日の会議はこれでおしまいにします。また5月のエンドにお目にかかりたいと思えます。どうもありがとうございました。